

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金 曜 日 発 行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)  
土地改良区の役員の就退任(農村整備課)  
土地改良区の役員の変更(〃)  
土地改良区の定款の変更の認可(三件)(〃)  
土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)  
土地改良法による換地処分(〃)  
土地改良事業の工事の完了(十六件)(〃)  
保安林の指定予定(二件)(造林課)  
保安林の指定の解除予定(六件)(〃)  
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)  
収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)  
鳥取県収納代理金融機関の名称等の一部改正(〃)  
遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の実施(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七百三十号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	題 名	発行記号等	類 別
3394	雑誌その他 の刊行物	そよ風	SD-01	アート工房
3395	"	THEアラブジャーナル	LJ-11	アリス出版
3396	"	しなやかな妖精	なし	三共図書出版社
3397	"	純なせ挿入 キミとボクとの恋愛講座	KF-1カフ	Do 企画
3398	"	SWEET	ST-11	Do 企画
3399	"	SPOON Vol.29	SP-11	Do 企画
3400	"	HUMMING	HM-11	Do 企画
3401	"	Milkey	MK-11	Do 企画

3402	"	ザ・裏天国 12月号増刊 女・秘録の旅	雑誌コー P0411 76-12	コバルト社
3403	"	裏マガジソン 1月増刊号 風谷四季報 1989 全国区 ギヤルハソスター 1月号増刊 大人のおもちゃ箱	雑誌コー P0442 00-1	ビデオ出版
3404	"	ザ・裏天国 1月号増刊 人妻隠れマガジソン	雑誌コー P0441 76-1	ビデオ出版
3405	"	ザ・裏天国 2月号 ザ・裏天国 2月号	雑誌コー P0411 75-2	ビデオ出版
3406	"	ザ・ヒット MAGAZINE 3月号	雑誌 1413 5-3	三和出版株式会社
3407	"	ベストビデオ 3月号	雑誌 1797 9-8	三和出版株式会社
3408	"	ザ・ヒット MAGAZINE 4月号	雑誌 1413 5-4	三和出版株式会社
3409	"	CITY PRESS 4月号	雑誌 0433 9-4	株式会社東京三世社
3410	"	シネマロード 4月号	雑誌 0435 5-4	株式会社サン出版
3411	"	美少女CLUB 4月号	雑誌 0763 5-4	株式会社サン出版
3412	"	GAL フォークス 6月増刊 密着写真	雑誌コー P128 72-6	三共図書出版社
3413	"	ビデオ フラッシュ 7月号	雑誌コー P133 79-7	株式会社浪速書房
3414	"	GAL フォークス 7月増刊 幻想	なし	三共図書出版社
3415	"	GALS STORY 8月号	なし	三共図書出版社
3416	"	ピーチ通信 8月号	なし	三共図書出版社

3418	"	ルソソ写真 8月号	雑誌コー P128 71	三共図書出版社
3419	"	VIDEOGAL通信 No. 20	なし	三共図書出版社

鳥取県告示第七百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山北部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	森田 潔	西伯郡大山町国信三四三
"	提嶋 明	" 三八五一
"	堀 利起夫	" 三六四
"	林 原 隆 英	" 末吉五八八
"	林 原 四 郎	" 四七一
"	車 和 則	" 末長四七一
"	金 川 伸 太郎	" 稲光四六
"	入 江 博	" 上万五六九一
"	諸 遊 忠 春	" 一〇
"	諸 遊 岐	" 五九四
"	谷 野 昭 夫	" 四四一

船原典	上野二一九
国野祐一	一〇八の二
福留叢	福尾五五三
角田弘人	二八五
青木隆介	国信九六六
山根準一	上万四七一
金田壽	福尾二八一

昭和三十二年九月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	森田 潔	西伯郡大山町国信三四三
	堀 嶋 明	三八五の一
	堀 嶋 利起夫	三六四
	林 原 隆 英	末吉五八八
	林 原 四 郎	四七一
	林 原 成 美	二六
	車 和 則	末長四七の一
	金 川 伸太郎	稲光四六
	入 江 博	上万五六九の一
	諸 遊 忠 春	一〇
	諸 遊 岐	五九四
	谷 野 昭 夫	四四一
	船 原 典	上野二一九
	国 野 祐 一	一〇八の二

福留叢	福尾五五三
角田弘人	二八五
青木隆介	国信九六六
山根準一	上万四七一
金田壽	福尾二八一

昭和三十二年九月十日就任 任期四年

鳥取県告示第七百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 足 立 勝 己 岩美郡岩美町大字真名六七  
 平成元年六月十六日退任

鳥取県告示第七百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 足立勝己 岩美郡岩美町大字真名六七

平成元年六月十六日退任

鳥取県告示第七百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、仙津土地改良区の定款の変更を平成元年七月六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、瑞穂地区土地改良区の定款の変更を平成元年七月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日野川左岸土地改良区の定款の変更を平成元年七月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十七号

日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）真住地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成元年七月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
日野町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業に係る栃原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事了了年月日
河原町	農林業同和对策事業下佐貫大智谷地区ほ場整備	昭和五十五年五月三十日
"	土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）北村地区農業用排水	平成元年一月十日
"	団体宮ため池等整備事業志保谷地区ため池等整備	平成元年三月二十五日
"	単具土地改良事業水根地区ほ場整備	昭和五十六年三月二十日

鳥取県告示第七百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事了了年月日
八東町	第二次農業構造改善事業稗谷地区農地造成	昭和五十七年三月二十五日
"	備 小畑地区ほ場整備	"
"	地区再編農業構造改善事業才代後山地区	"

鳥取県告示第七百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
用瀬町	土地改良総合整備事業（小規模排水）小田地区ほ場整備	昭和五十六年三月二十三日
"	農村基盤総合整備事業別府地区農道整備	昭和六十三年三月三十一日
"	単県土地改良事業鳥井野地区 "	昭和五十四年十二月二十八日
"	" 松原地区かんがい排水	昭和五十四年三月二十五日
"	" 川中地区農道整備	"
"	" 古用瀬地区 "	昭和五十五年三月十三日
"	水 " 農業用排水	"
"	地区再編農業構造改善事業亦波第二地区農用地造成	昭和六十一年三月二十五日
"	第三期山村振興農林漁業対策事業安蔵地区農道整備	昭和五十七年十二月二十日

鳥取県告示第七百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大栄町	農村総合整備モデル事業大栄（上種）地区ほ場整備	昭和六十二年三月三十一日

鳥取県告示第七百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
西伯町	土地改良総合整備事業（地域改善）清水・橘地区農業用排水	昭和六十一年三月三十一日

“ “ “農道整備” “

鳥取県告示第七百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
日吉津村	単農土地改良事業富吉地区農道整備	昭和五十七年三月三十一日
“	農村地域農業構造改善事業日吉津地区農業用排水	昭和五十八年三月三十一日
“	農道整備	昭和五十九年三月三十一日
“	ほ場整備	昭和六十二年三月三十一日

鳥取県告示第七百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
淀江町	土地改良総合整備事業（小規模排水）宝ヶ瀬地区ほ場整備	昭和五十八年六月三十日
“	農村地域定住促進対策事業本宮地区農業用排水	昭和五十九年三月三十一日

鳥取県告示第七百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
大山町	土地改良総合整備事業（小規模排水）明間地区客土	昭和五十八年三月二十五日
“	暗きよ排水	“
“	土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）所子地区農業用排水	昭和六十三年三月三十一日



鳥取県告示第七百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
木戸口地区土地改良事業共同施行	地区再編農業構造改善事業木戸口地区ほ場整備	昭和五十六年三月三十一日

鳥取県告示第七百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
梶免地区土地改良事業共同施行	転作促進特別対策事業梶免地区農道整備	昭和五十八年三月三十一日

鳥取県告示第七百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
番原地区土地改良事業共同施行	非補助事業番原地区ほ場整備	昭和五十六年三月三十一日

鳥取県告示第七百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
林ヶ原地区土地改良事業共同施行	非補助事業林ヶ原地区区画整理	昭和六十年三月三十日

鳥取県告示第七百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
高田原地区土地改良事業共同施行	団体営農道舗装（同和対策）事業高田原地区農道舗装	昭和五十五年三月二十五日

鳥取県告示第七百五十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字屋堂羅字社谷九九六、九九七の一から九九七の五まで、九九八、九九八の一、九九九、一〇〇〇、一〇〇〇の一から一〇〇〇の四まで、一〇〇一、一〇〇一の一、一〇〇一の二、一〇〇一

次一、一〇〇二、一〇〇二の一から一〇〇二の三まで、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇四の一、一〇〇四の二、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇六の一から一〇〇六の四まで、字瀧谷一〇〇七、一〇〇七の一、一〇〇七の二、一〇〇八、一〇〇八の一、一〇〇八の二、一〇〇八次一、一〇〇九の一から一〇〇九の四まで、一〇一〇から一〇一六まで、一〇一七の一から一〇一七の二七まで、一〇一八、一〇一八の一、一〇一九から一〇二二まで、一〇二三の一、一〇二三の二、一〇二四、一〇二四の一、字畑ヶ谷一〇二五の三から一〇二五の二三まで、字大谷一〇二六、一〇二六の三、一〇二六の四、一〇二六の八から一〇二六の三五まで、一〇二六次一、一〇二六次二、一〇二六次二第一、一〇二七、一〇二七の一、一〇二七の二、一〇二八、字西開市一〇二九、一〇三〇の一から一〇三〇の七まで、一〇三〇次一、一〇三〇の内、一〇三一、一〇三一の一、一〇三二から一〇三六まで、一〇三六の一、一〇三七、一〇三八、字大畑ヶ谷一〇四二から一〇四五まで、一〇四五の一、一〇四六、一〇四七、一〇四八の一から一〇四八の四まで、一〇四九から一〇五一まで、一〇五一の一、一〇五二、一〇五三、一〇五三の一から一〇五三の三まで、一〇五四、一〇五五、一〇五五の一、一〇五六から一〇五八まで、一〇五八の一、一〇五九、一〇六〇、字小場ノ奥一〇六三から一〇六八まで、一〇六八の一、一〇六九、一〇六九の一、一〇七〇から一〇七五まで、一〇七五の一、一〇七六から一〇八〇まで、一〇八二の一から一〇八二の二二まで、一〇八二次一、一〇八三から一〇九〇まで、一〇九〇の一、一〇九一から一〇九三まで、一〇九三の一、一〇九四、一〇九六、一〇九七の一、一〇九七の二、字カンコウ谷一〇九八から一一〇七まで、一一〇八の一から一

一〇八の四まで、一一〇九から一一一まで、一一一の一、一一二から一一一四まで、一一一四の一、一一一五から一一一九まで、一一九の一、一一二〇から一一二四まで、一一二五の一、一一二五の二、一一二六、一一二六の一、字黒谷一一二八、一一二九の一、一一二九の二、一一三〇から一一三四まで、一一三六、一一三六の一、一一三七、一一三七の一、一一三九から一一四三まで、一一四三の一、一一四四、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一、一一四六の二、一一四七の一から一一四七の三まで、一一四七の一五から一一四七の一八まで、一一四七の内、一一四九から一一五一まで、一一五一の一、一一五二から一一五五まで、字カンドコー一四七の四から一一四七の一四まで、一一五六から一一六五まで、一一六六の一から一一六六の九まで、一一六七から一一六九まで、一一六九の一、一一七〇から一一八一まで、字カツラ谷一一八八の一から一一八八の一八まで、一一八九から一一九一まで、一一九三から一一九九まで、佐治村大字津野字長沢八九二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市広瀬字西山一三〇九の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに倉吉市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町福岡字小皿谷尻三〇九六の一、字小皿谷上平三一〇三の二、三一〇六の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字加茂字手折二九〇七、二九〇八、中山町羽田井字退休寺原一四一八の九五一、一四一八の九六五（次の図に示す部分に限る。）、大山町今在家字三坂原九五九の二、西伯町大字大木屋字朽谷東三八五、字アラ田原四一六、字朽谷二四四、字堂床原二六三の一、日野郡溝口町富江字向屋敷式一一二の一、一一三、字向畑平一九七の一、字下モ堀谷一二三から一二六まで、一二八、一二九、一三四から一三七まで、福岡字小谷東二六一、二六二、字鑪床西平二九六の一、二九七、二九八の一、字中倉二九四一、字竹ノ平ル二八九二から二八九四まで、二八九五の一、二九〇三の一、二九〇四

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

西伯郡中山町羽田井字退休寺原一四一八の九五一・一四一八の九六五・日野郡溝口町福岡字竹ノ平ル二八九五の一・二九〇四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町小原字棚田四二二、日南町多里字灰谷恵比奈大入込八六七の二七、八六七の五六・八六七の五七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三栄字御明谷奥新田一五二四、一五二五の一、字御明谷左平ラ一三三七（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷字家ノソラ七九六、七九七

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

西伯郡西伯町大字上中谷字家ノソラ七九六（次の図に示す部分

に限る。）、七九七

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿（沢川国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字宇波字砂子谷九二〇・字杉ヶ谷九二七の一・九二八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字宇波字宮ノ津へ九六四・九六四の一・字ツヅラ平九六八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字野添字西鴨（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字蛇谷頭五二・五五（以上二筆について次の図  
に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字尾張字高平三七二の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用  
する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の  
変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい  
て準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に  
おいて公衆の縦覧に供する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十四号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三  
項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、

同条第四項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成元年 七月六日	四六六	鳥取市興南町 一一二	株式会社松江 相互銀行鳥取 駅南支店	鳥取市興南町一一二 株式会社松江相互銀 行鳥取駅南支店
〃	四六七	米子市東町二 一七	株式会社松江 相互銀行米子 駅前支店	米子市東町二一七 株式会社松江相互銀 行米子駅前支店
〃	四六八	米子市角盤町 三一七	株式会社松江 相互銀行角盤 町支店	米子市角盤町三一七 株式会社松江相互銀 行角盤町支店

鳥取県告示第七百六十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成元年八月一日から施行する。

平成元年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表株式会社松江相互銀行の項中「株式会社松江相互銀行」を「株式会社島根銀行」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年七月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スラッガーII	株式会社三共

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）  
 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を  
 次のとおり開催する。

平成元年7月11日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受  
 けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所  
 持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日	時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成元年8月18日	午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1 階第2会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

経 験 者 講 習	平成元年8月8日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市権町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
講 習	平成元年8月29日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1 階第1会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の  
 用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの  
 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空  
 気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃  
 又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して  
 3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 5 考查  
初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。
- 6 受講申込手續  
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 7 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料
- ア 初心者講習 3,000円
- イ 経験者講習 1,500円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 8 携行品  
筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）